

## 「法の歴史と思想」

「法の歴史と思想」は、おもにヨーロッパの歴史の中で、法に関連して何が行われ、どんなことが考えられてきたかを見てゆくことで、法学、とくに法律の解釈学への導入とすることを考えています。このために二つ、ないし三つのことをお伝えしたいというのがこの講義の目的です。

一つ目は法解釈の「方法」についてです。皆さんは、高校までの学習で、初歩的な科学的方法を身につけてきたはずですが、しかし、法解釈学は自然科学を典型とする「科学」的方法とは全く異なる「方法」を持っています。皆さんがこれまで勉強してきた方法は、そのままでは法解釈学には通用しないと考えてもらった方がいいでしょう。

この講義では、この法解釈学の「方法」をなんとなくでもイメージしてもらうことを一つの目標としています。これは一二世紀にヨーロッパで大学ができて以来、作り上げられてきた方法です。もちろんこうした「方法」を本当に身につけるには四年間しっかり勉強してもらう必要があるのですが、この講義ではまず勉強の仕方、本の読み方がこれまでとは違うのだということを理解してほしいのです。

二つ目は、「価値」ということです。法は「正義」の実現と深く関わっており、一定の「価値」を基礎にしています。現代の法では「自由」や「平等」という価値がそれです。「人権」というような考え方もここから生まれたものです。

たしかに、「自由」や「平等」ということの中身を考えることは、大変むづかしいことです。すべての人が簡単に同じ理解に到達できるわけでもありません。だからといって、「価値」について考えないというのは法律学としては単なる怠慢です。例えば、奴隷制度を認めるような考え方は、現代では通用しないはずですが、法律の解釈には、こうした「価値」を考えることも必要です。

「自由」「平等」とは違った「価値」を基礎にした法体系というのがありますが、今とは違った「価値」に基づく法体系と比較すれば、「自由」や「平等」の持つ意味をすこしは理解してもらえないのではないかと思います。

最後は、「方法」と「価値」を理解してもらえば、わかってもらえることですが、現代の「法」の世界は、皆さんが「法」だと思っていることと違ったものであるかもしれないということです。

今の日本の法制度は、明治時代にヨーロッパの法制度をモデルにして作られました。明治以前の日本の法律は中国の律令を基にしていました。ヨーロッパの法は「方法」も「価値」も、律令とは異なった性格を持っていますが、今でも日本の常識的な法律イメージには、律令的なイメージが大きな影響を与えています。

法律を勉強するときには、こうした日本型の法律イメージにとらわれていては、うまく理解できないことが出てくるでしょう。現在の法制度が基礎としているモデルと、常識的な日本の法律イメージが違うということを意識すること、もうすこし広く言えば、

今までに皆さんが身につけた「常識」あるいは「偏見」から距離をとって考えるという態度を身につけることが、法律学を勉強するための第一歩です。